

Ⅱ 勤務状況

1 勤務形態

回答者に占める「正職員」の割合は、92.0%で、85年調査（94.3%）に比べやや低下した。また、「離職中（定年退職を含む）」の比率が上昇した（今回調査2.1%、85年調査0.7%）。これは今回調査では特別テーマとして、離職理由・職場移動経歴などに関する設問を設けたため、離職中の者から調査協力を得やすい形であったことが影響している。

「休暇・休業中」の者（回答者の2.7%・95人）のうちわけは、「産休中」が37人（休暇・休業中の者に対して38.8%）、「育児休業中」が43人（同45.3%）、「その他の休暇・休業中」が15人（同15.8%）である〈統計表42〉。

2 職位

業務ごと・勤務場所ごとに職位別の構成比を示したものが〈図9〉である。「保健婦」は、「助産婦」「看護婦（士）」に比べ「中間管理職」「管理職」である率が低く、「准看護婦（士）」では「管理職」である者がいない〈統計表44〉。

勤務場所ごとに見ると、「市町村役場」での中

間管理職以上の比率が低い〈同図9〉。これらに勤務するのはそのほとんどが「保健婦」である。後述（Ⅲ労働条件「7. 看護職の管理職ポスト」）するように、「市町村役場」には看護職がつく管理職としてのポスト自体がないことが多く、またあってもその位置づけが低い〈統計表71〉。

女性・男性それぞれについて職位ごとの構成比と平均年齢を示したものが〈表5〉である。男性看護職は女性に比べてごく少数であるが、中間管理職以上のポストについている率が高い〈統計表46〉。

3 勤務場所

「病院」勤務者の比率は調査開始以来上昇しており、今回調査では86.3%（85年調査82.5%）となった〈統計表43〉。

なお、看護職の多様な勤務場所をより詳細に把握するため、今回調査からあらたに、勤務場所の項目として「老人保健施設」・「検（健）診センター・労働衛生機関」・「社会福祉施設」を追加した。

4 病院の属性

病院勤務者について、勤務病院の設置主体の推

表5 職位別構成比・平均年齢（離職中の者および勤務形態無回答をのぞく）

		計	非管理職	中間管理職	管理職	無回答・不明
女性	構成比	3360(100.0)	2555(76.0)	646(19.2)	128(3.8)	31(0.9)
	平均年齢	35.6(歳)	32.7	43.3	52.1	48.4
男性	構成比	56(100.0)	33(59.0)	19(33.9)	4(7.1)	—
	平均年齢	35.5(歳)	32.5	38.5	46.5	—

図9 職位別構成比

(離職中の者・勤務形態無回答をのぞく)

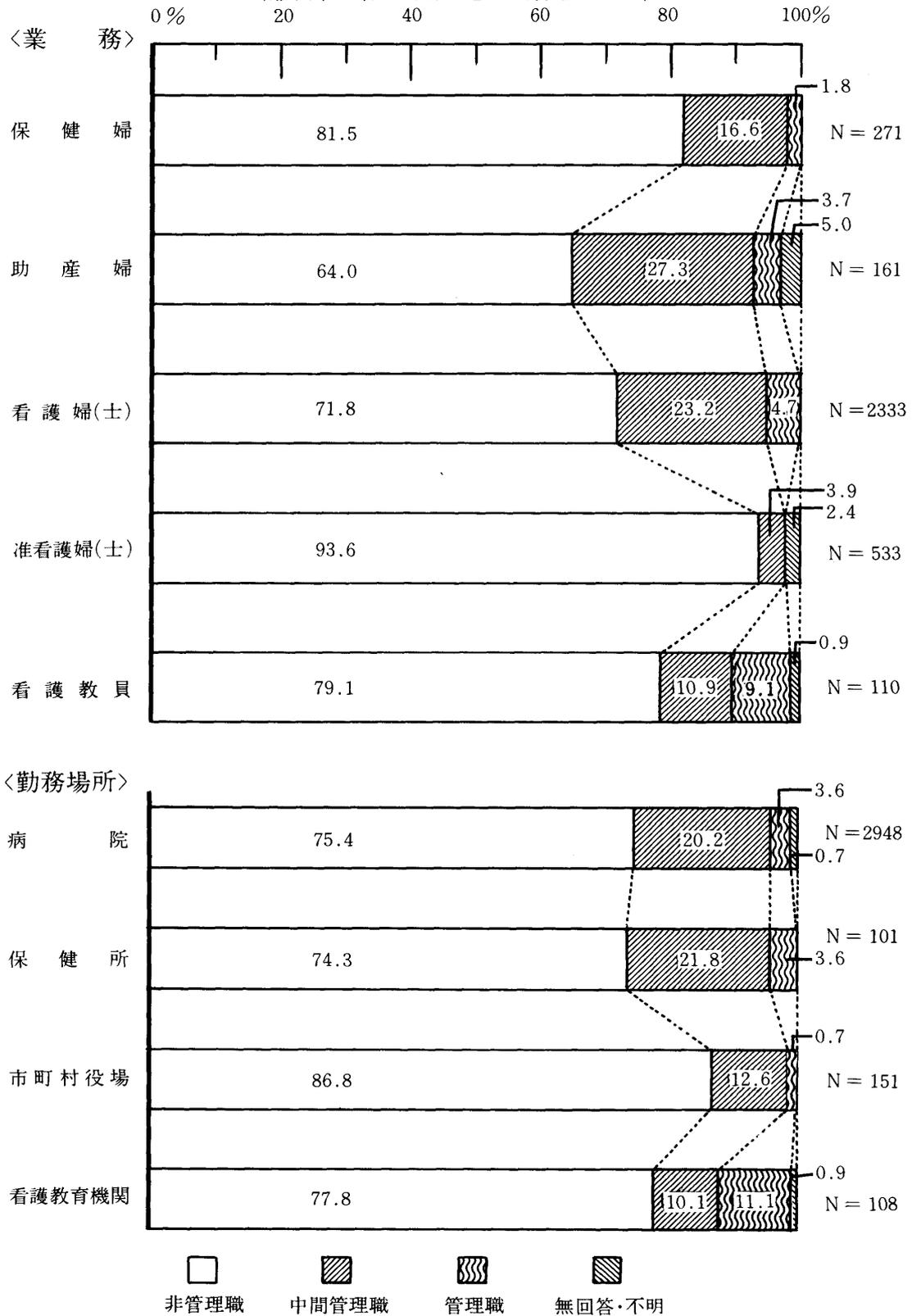


表6 病院設置主体別構成比 (病院勤務正職員)

	国 (厚生省)	国 (文部省)	国 (その他)	都道府県	市町村	日赤	厚生連・ 北社協・ 国保連合 会・済生 会	社会保険 関係団体	学校法人	医療法人 ・個人	会社・公 益法人・ その他の 法人	無回答 ・不明
1981	13.0	6.0	5.4	15.4	17.7	5.6	7.2	6.0	4.4	9.9	5.5	3.9
1985	9.5	5.9	3.5	12.7	21.0	5.2	6.3	6.4	4.3	12.8	7.6	4.6
1989	8.0	4.8	2.1	12.0	19.8	5.8	6.8	7.7	5.3	17.3	9.7	0.6

*社会保険関係団体：厚生団・船員保険会・健保連・国保組合・共済組合・全国社会保険協会連合会

移を示したものが〈表6〉である。

今回調査では「厚生団・船員保険会・健保連・国保組合・共済組合・全国社会保険協会連合会」「学校法人」「医療法人・個人」の比率がそれぞれ上昇した。また、あいつぐ公社・国鉄の民営化にともない、「国(その他)」の減少と、「会社・公益法人・その他の法人」の増加が見られた。そ

の結果、民間病院(「学校法人」「医療法人・個人」「会社・公益法人・その他の法人」)の比率は32.4%で、85年調査(24.7%)に比べ上昇した。

勤務病院の種類別構成比は、「一般病院(89.7%)」「精神病院(2.8%)」「結核またはらい療養所(1.4%)」「老人病院(2.5%)」である。

Ⅲ 労働条件

1 週所定労働時間

正職員の週所定労働時間は43時間08分(平均)である〈統計表51〉。勤務場所別に見ると、「病院」43時間16分、「保健所」42時間08分、「市町村役場」42時間16分である〈統計表52〉。週所定労働時間が40時間以下の者は、今回調査24.9%、85年調査24.2%で、ほとんど増加していない。なお、民間企業に関しては、労働者1人あたり週所定労働時間は41時間12分、週所定労働時間が40時間以下である労働者は全体の54.1%である(労働省「賃金時間制度等総合調査」(平成元(1989)年))。病院の週所定労働時間については、本会が1987(昭和62)年に実施した「病院看護基礎調査」(施設対象・回答者は看護管理者。以下「87年病

院看護基礎調査」とする)によれば、42時間21分である。週所定労働時間はたとえば「国(厚生省・文部省・その他)」では42時間、「日赤」では39時間30分と定められているが、〈統計表53〉に見るように、会員個々の回答にはバラツキがある。週所定労働時間は職員個人に必ずしも理解されていない場合もある。

後述するように、今回調査では85年調査と比較して週休二日制の導入においてかなりの進展が見られた。しかしながら週所定労働時間についての回答を見るかぎり、週休二日制導入も、必ずしも週所定労働時間の短縮につながっていない状況があると推測される。

なお政府は、国全体の労働時間短縮の計画期間内(1992年度まで)に、公務員においても完全週